機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010171	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.3　特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	転入予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。また、転入予約情報及び転出証明書情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、住民基本台帳法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転入予約情報として取得できない場合（世帯全員が転入する場合）、転入届に印字する新しい世帯主氏名及び転入する他の世帯員の続柄については、転出証明書情報により通知された情報を引用し、印字した上で出力できること。なお、郵送等により転出届が提出された場合の特例転入においては、転出証明書情報のみを基に印字した上で出力できること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された同項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正及び保存を行えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010172	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.3　特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	転入予約情報により取得した来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010173	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.3　特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	来庁予定者の受入れ事前準備のために転出証明書情報（個人番号を除く。）を必要とする他システムに、必要な転出証明書情報（個人番号を除く。）及びマイナポータルで付された符号を送信できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010174	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.3　特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	申請管理機能から転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「ぴったりサービス 外部接続インターフェース仕様書」において規定する受付番号をいう。以下同じ。）を用いて、対応する転入予約情報を削除できること。また、転出証明書情報を取得している場合は、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010175	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.3　特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010176	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.3　特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010177	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.3　特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	CSから連携された転出証明書情報は、転入届がされなかった場合、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）で定める期間の経過後に消去できること。その際、転入予約情報及びマイナポータルで付された符号についても消去できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010178	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.4　未届転入	未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010179	4　異動	4.1.1　転入	4.1.1.4　未届転入	最終登録住所地は（住民票記載事項ではない）データ項目として入力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010180	4　異動	4.1.2　転居	4.1.2.1　同一住所への転居	同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、別の住居として取り扱うときには、転居として処理できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010181	4　異動	4.1.2　転居	4.1.2.1　同一住所への転居	同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、自動で備考欄に「同一住所への転居」と記載できること。	×	×	×	―